

あぶくま洞観光拠点整備実施設計業務委託
公募型プロポーザル評価要領

令和7年3月
福島県田村市

本評価要領は、あぶくま洞観光拠点整備実施設計業務に係る受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、評価方法について必要な事項を定めるものである。

第1 評価方法及び受託候補者等の選定

- 1 1次審査及び2次審査の2段階方式により、受託候補者及び次点候補者を選定する。
- 2 1次審査は、参加表明者が6者以上の場合において実施する。
- 3 1次審査は、事務局において参加資格等の審査、提出書類についての、本評価要領に基づく採点及びあぶくま洞観光拠点整備実施設計業務委託審査委員会（以下「委員会」という。）による簡易提案書の採点の合計点により、上位5者程度を選定する。
- 4 2次審査は、委員会が1次審査通過者を対象に、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、本評価要領に基づき採点し、受託候補者及び次点候補者を選定する。
- 5 委員会は、2次審査の採点により、次の条件に従い順次選定する。

【選定順】

- (1) 採点結果が最高得点の者
- (2) (1) が複数いる場合は、別表第2の評価項目「2 建物内部に係る提案」、「3 外構に係る提案」及び「4 独自提案」の合計点数が高い者
- (3) (2) が複数いる場合は、参考見積額が最も低い者
- (4) (3) が複数いる場合は、選定委員会の審議において選定された者
- 6 受託候補者決定の評価点は、2次審査における評価項目の最高点合計の6割以上とする。
- 7 2次審査へ通過する企業が1者であっても本プロポーザルを実施することとし、採点の結果、評価点を満たしている場合は、当該者を受託候補者として選定する。
- 8 最高得点者等が評価点を満たさなかった場合及び最高得点者等が評価項目で最低点があった場合において、受託候補者及び次点候補者としての選定を行うかについては委員会において協議を行う。

第2 1次審査

1次審査における評価項目及び評価基準の詳細は別表第1のとおりとする。

第3 2次審査

2次審査における評価項目及び評価基準の詳細は別表第2のとおりとする。

別表第1

	評価項目	評価基準			配点	
						小計
1	業務実績	実施設計業務等の実績			5.00	5.00
2	業務実施体制	配置予定技術者の資格	管理技術者		－	5.00
			主任担当 技術者	意匠	2.00	
				構造	1.00	
				電気設備	1.00	
				機械設備	1.00	
3	技術提案	・ 本業務の実施方針 業務の実施方針、特に重視する点等が的確性、実現性があるものとなっているか。			5.00	15.00
		・ 建物内部に係る提案 ①観光情報ギャラリー ②カフェ・レストラン ③土産物ショップ 次の①～③に対する提案の独創性（独創的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏づけされており、説得力のある提案となっているか等）がある提案となっているか。			5.00	
		・ 外構に係る提案 あぶくま洞の眺望と自然地形を活かし、訪れる人々がくつろぎ、楽しむことができる空間となるよう、独創性（独創的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏づけされており、説得力のある提案となっているか等）がある提案となっているか。			5.00	
合計					25.00	

1 業務実績の評価方法

企業実績調書（様式5）により、新築による観光・交流施設等の集客を目的とした施設にかかる実施設計業務の実績について評価する。最大5件を対象とし、【基礎点】×【実績係数】により採点（小数点第2位を四捨五入）し、合計を本項目の評価点とする。

また、設計共同企業体として参加する場合は、全ての構成員の実績を対象とすることができるものとする。

【基礎点表】

	評価点
1件当たりの基礎点	1.0

【実績計数表】

延べ床面積	計数
700㎡以上	1.0
700㎡未満	0.8

2 業務実施体制の評価方法

主任担当技術者の資格等（配置予定技術者）（様式8）により、配置予定技術者ごとに設定された【資格点】×【所属係数】により採点する。管理技術者が兼務する場合は、評価点に0.5乗じる。

【資格点表】

担当業務	技術者資格	評価点
意匠	1級建築士	2.0
	2級建築士	1.0
	その他	0.5
構造	構造1級建築士	1.0
	1級建築士	0.8
	その他	0.5
電気	設備設計1級建築士	1.0
	1級建築士、建築設備士、技術士	0.8
	一級電気工事施工管理技士	0.6
	その他	0.5
機械	設備設計1級建築士	1.0
	1級建築士、建築設備士、技術士	0.8
	一級管工事施工管理技士	0.6
	その他	0.5

【所属計数】

所属	計数
単体企業又は設計共同企業体構成員	1.0
協力事務所	0.8

3 簡易提案書の評価方法

実施要領第9 3 (2) ア、イ、ウについて、簡易提案書より採点する。

別表第2

	評価項目	評価基準	配点
1	本業務の実施方針	業務内容、業務背景及び課題への理解度を評価する。	5
2	建物内部に係る提案	提案について、その妥当性、独創性、機能性、実現性等を考慮して総合的に評価する。	10
3	外構に係る提案	提案について、その妥当性、独創性、機能性、実現性等を考慮して総合的に評価する。	10
4	独自提案	実施要領、仕様書又はこの評価要領に記載のない事項で本業務の遂行に資する提案について、その妥当性、独創性、機能性、実現性等を考慮して総合的に評価する。	10
5	事業費及びランニングコストの縮減並びに工期短縮に係る提案	事業費及びランニングコストの縮減並びに工期短縮方針の適確性について評価する。 ・コスト管理をする上でのポイントや具体的方策が示されているか。	5
6	実施体制	体制の妥当性、網羅性、資格及び実績について評価する。 ・諸課題に対して適切に対応できる設計体制か。 ・本業務を遂行するための資格及び実績が伴っているか。	5
7	工程表	工程表の妥当性について評価する。 ・調査時期や手続きの実施時期が適切に計画されているか。	5
合計			50